

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

緊急事態宣言継続後の地域生活支援事業の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出された後の地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、障害者等を通わせ、必要な支援等を提供する事業の対応については、「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡。以下「4 月 7 日付事務連絡」という。）においてお示ししてきたところですが、緊急事態宣言が継続されたことから、引き続き 4 月 7 日付事務連絡でお示した対応をお願いいたします。また、移動支援事業につきましても、同様です。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。